

経団連生物多様性宣言・行動指針の改定と ご賛同のお願い

経団連自然保護協議会会長・審議員会副議長
損害保険ジャパン会長

西澤敬二
にしざわ けいじ



2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)を契機に、生物多様性に関する議論が国内外で加速している。COP15では、新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF: Global Biodiversity Framework)」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の考えが盛り込まれた。これを受け、2023年3月にはわが国の「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、同年9月には、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)が、

自然関連の情報開示枠組みとして「TNFD提言」を公表し、私たち経済界にも関連する

目標や取るべき行動が示された。このような国内外の動向を踏まえ、経団連および経団連自然保護協議会は、2023年12月、「経団連生物多様性宣言・行動指針」を改定することとした。

経団連生物多様性宣言・行動指針の歴史

経団連生物多様性宣言・行動指針は、2009年に経団連と経団連自然保護協議会が策定した。2010年のCOP10で採択され、後に「愛知目標」と呼ばれる、新たな国際合意に先駆けて、経済界における生物多様性に資する行動の一層の推進を目的に、生物多様性保全に対する経済界の決意と行動指針を示したものである。

その後、2010年の愛知目標採択、2015年のSDGs採択、パリ協定採択など、当時の国際動向を踏まえ、2018年10月に改定し、さらなる内容の充実を図っている。

2020年6月には、日本の経済界における「生物多様性の主流化」を国内外に発信するため、経団連生物多様性宣言に賛同する企業と、その取り組み事例を公表する「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」を立ち上げた。同イニシアチブは立ち上げから順調に拡大し、現在、283企業・団体からの賛同と150件の取り組み事例を公表している(2023年12月時点)。各社の取り組みはウェブサイトに掲載しているので、ぜひ参考にしていただきたい。

改定の趣旨

今回の改定は、前述の昆明・モントリオール生物多様性枠組やわが国の国家戦略等の内容を踏まえたものである。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンと、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という2030年ミッションを掲げている。また、ミッション達成に向けて設定された23個のターゲットには、大企業や金融機関を中心とする事業者に対し、生

物多様性に係る情報開示を促す内容が含まれている。

さらに、わが国の国家戦略においても、2030年までのネイチャーポジティブ(自然再興、NP)実現を目標として掲げ、基本戦略の一つである「ネイチャーポジティブ経済の実現」は、ESG投資や事業活動による生物多様性への負の影響の低減および正の影響の拡大を促進することを、経済界に求めている。

枠組みから行動へ

2023年7月の猛暑を、グテーレス国連事務総長が「地球沸騰化」と表現したことが話題になったが、同氏はその2カ月前の「国連生物多様性の日」に、「生命維持装置」である地球環境が、人類によって破壊され続けていると警鐘を鳴らし、「今こそ、昆明・モントリオール生物多様性枠組を行動に移す時」とのメッセージを発信している。

また、生物多様性分野で著名な国際団体である国際自然保護連合(IUCN)が同年10月にジュネーブで開催したリーダーズフォーラムでも、「Framework to Action(枠組を行動に移す)」というテーマが掲げられた。

生物多様性分野では、気候変動分野のような明確な指標、計測方法などが確立しておらず、取り組みが困難な面もあるが、日本の経済界としても、ネイチャーポジティブの実現に向け、第一歩を踏み出していかなければならない。会員企業の皆さまには、新たな「経団連生物多様性宣言・行動指針」にご賛同いただき、ぜひ、具体的なアクションを進めていただきたい。

(脱稿日: 2023年12月20日)

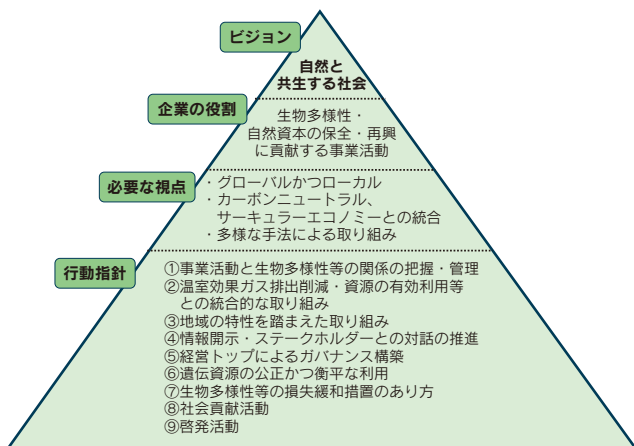
改定の詳細および経団連自然保護協議会の活動については下記QRコードを参照

経団連生物多様性宣言・行動指針

公益信託経団連自然保護基金 / 経団連自然保護協議会



図表 経団連生物多様性宣言・行動指針ストラクチャー



今回の改定では、これらを踏まえ、「自然と共生する社会の実現」をビジョンとして定め、宣言全体にNPの考えを組み込むとともに、企業の役割として、サプライチェーン全体で自然資本の保全・再興に貢献することを明確にした。さらに、国家戦略やTNFD提言なども踏まえながら、「事業活動と生物多様性の関係の把握・管理」や、「情報開示をはじめステークホルダーとの適時適切なコミュニケーションの実施」などをうたっている。

また、生物多様性はそのほかの環境課題とも相互に関連していることから、カーボンニュートラルおよびサーキュラーエコノミー(CE)と統合的に捉えてネイチャーポジティブに取り組みことを明記している。これは、GX(グリーントランスフォーメーション)、CE、NPを三位一体として捉えながら、「サステイナブルな資本主義」を推進する経団連の活動方針とも軌を一にするものである。